

議案第 35 号

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部改正について

松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）及び松阪市公共下水道使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
（松阪市水道給水条例の一部改正）

第 1 条 松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削る。

附則第 4 項中「に 100 分の 110 を乗じて得た金額」を削る。

別表第 1 中「注 上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。」を削る。

別表第 2 中「

用途	基本料金		従量料金	
	メーター口径	料金	水量区分	1m ³ 当たり
一般用	13 mm	400 円	1～10m ³	75 円
	20 mm	800 円	11～20m ³	159 円
	25 mm	1,400 円	21～30m ³	168 円
	30 mm	2,180 円	31～60m ³	195 円
	40 mm	4,500 円	61～100m ³	205 円
	50 mm	7,500 円	101～200m ³	216 円
	75 mm	19,700 円	201～300m ³	226 円
	100 mm	39,000 円	301m ³ ～	235 円
	150 mm	85,000 円		
公衆浴場用	一般用に準ずる。			71 円
臨時用	一般用に準ずる。			469 円
船舶用	一般用に準ずる。			300 円
私設消火栓	消防の演習用 1 栓 1 回 10 分以内			2,900 円

注 上記金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

」を「

用途	基本料金	従量料金
----	------	------

	メーター口径	料金	水量区分	1m ³ 当たり
一般用	13 mm	440.0 円	1～10m ³	82.5 円
	20 mm	880.0 円	11～20m ³	174.9 円
	25 mm	1,540.0 円	21～30m ³	184.8 円
	30 mm	2,398.0 円	31～60m ³	214.5 円
	40 mm	4,950.0 円	61～100m ³	225.5 円
	50 mm	8,250.0 円	101～200m ³	237.6 円
	75 mm	21,670.0 円	201～300m ³	248.6 円
	100 mm	42,900.0 円	301m ³ ～	258.5 円
	150 mm	93,500.0 円		
公衆浴場用	一般用に準ずる。			78.1 円
臨時用	一般用に準ずる。			515.9 円
船舶用	一般用に準ずる。			330.0 円
私設消火栓	消防の演習用 1 栓 1 回 10 分以内			3,190.0 円

」に改める。

(松阪市公共下水道使用料条例の一部改正)

第2条 松阪市公共下水道使用料条例（平成17年松阪市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

別表中「

種別	基本料金	従量使用料金	
		使用水量	料金（1m ³ につき）
一般	630 円	1m ³ から10m ³ まで	35 円
		10m ³ を超え20m ³ まで	185 円
		20m ³ を超え30m ³ まで	205 円
		30m ³ を超え60m ³ まで	230 円
		60m ³ を超え100m ³ まで	260 円
		100m ³ を超え300m ³ まで	290 円
		300m ³ を超える分	320 円
公衆浴場	630 円	1m ³ から	30 円
臨時	630 円	1m ³ から	320 円

」を「

種別	基本料金	従量使用料金	
		使用水量	料金（1m ³ につき）

一般	693.0 円	1m ³ から 10m ³ まで	38.5 円
		10m ³ を超え 20m ³ まで	203.5 円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	225.5 円
		30m ³ を超え 60m ³ まで	253.0 円
		60m ³ を超え 100m ³ まで	286.0 円
		100m ³ を超え 300m ³ まで	319.0 円
		300m ³ を超える分	352.0 円
公衆浴場	693.0 円	1m ³ から	33.0 円
臨時	693.0 円	1m ³ から	352.0 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。